

阿賀野市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月24日

阿賀野市長 田 中 清 善

阿賀野市規則第30号

阿賀野市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

阿賀野市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年阿賀野市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「別表第4の第4号及び第5号」を「別表第4の第2号及び第3号」に改める。

第14条中「別表第4の第1号及び第2号」を「別表第3の第11号及び第12号」に改める。

別表第3を次のように改める。

事由	期間
(1) 会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
(2) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	同上
(3) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき ア 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 会計年度任用職員及び当該会計年度	7日の範囲内の期間

<p>任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</p>					
<p>(4) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により会計年度任用職員が出勤することが著しく困難であると認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>				
<p>(5) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、会計年度任用職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>同上</p>				
<p>(6) 会計年度任用職員の親族（別表第5の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間</p>				
<p>(7) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が請求した場合で、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき。</p>	<p>当該会計年度任用職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間</p>				
<p>(8) 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>市長の定める期間内における連続する5日の範囲内の期間</p>				
<p>(9) 会計年度任用職員（6か月以上の任期が定められている者又は6か月以上継続勤務している者に限る。）が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しない</p>	<p>7月1日から9月30日までの期間において、次の表の上欄又は中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日数</p> <table border="1" data-bbox="842 1982 1358 2036"> <tr> <td>1週間の</td> <td>5日以上</td> <td>4日</td> <td>3日</td> </tr> </table>	1週間の	5日以上	4日	3日
1週間の	5日以上	4日	3日		

<p>ことが相当であると認められる場合</p>	<table border="1" data-bbox="842 165 1358 510"> <tr> <td>勤務日 の日数</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年間の 勤務日 の日数</td> <td>217日以 上</td> <td>169日か ら216日</td> <td>121日か ら168日</td> </tr> <tr> <td>日数</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>1日</td> </tr> </table> <p>備考 この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。</p>	勤務日 の日数				1年間の 勤務日 の日数	217日以 上	169日か ら216日	121日か ら168日	日数	3日	2日	1日
勤務日 の日数													
1年間の 勤務日 の日数	217日以 上	169日か ら216日	121日か ら168日										
日数	3日	2日	1日										
<p>(10) 会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)において5日(当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間)の範囲内の期間</p>												
<p>(11) 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合</p>	<p>出産の日までの申し出た期間</p>												
<p>(12) 女性の会計年度任用職員が出産した場合</p>	<p>出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女性の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)</p>												
<p>(13) 会計年度任用職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>市長が定める期間内における2日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間)の範囲内の期間</p>												
<p>(14) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日</p>	<p>当該期間内における5日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、</p>												

<p>から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校又は義務教育学校の前期課程就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>市長の定める時間）の範囲内の期間</p>
---	-------------------------

別表第 4 を次のように改める。

事由	期間
<p>(1) 生後 1 年に達しない子（条例第 8 条の 2 第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>1 日 2 回それぞれ 30 分以内の期間（男性の会計年度任用職員にあつては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により当該子を委託されている同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第 1 号に規定する養育里親である者（同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第 67 条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1 日 2 回それぞれ 30 分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）</p>
<p>(2) 小学校就学の始期に達するまでの子</p>	<p>1 の年度において 5 日（その養育する小学校</p>

<p>(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているものに限る。)が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長の定めるその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間)の範囲内の期間</p>
<p>(3) 要介護者(条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。)の介護その他の市長の定める世話をを行う会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているもの)が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間)の範囲内の期間</p>
<p>(4) 要介護者の介護をする会計年度任用職員が、当該介護をするため、任命権者が、市長の定めるところにより、会計年度任用職員の申出に基づき、当該要介護者ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>指定期間内において必要と認められる期間</p>
<p>(5) 要介護者の介護をする会計年度任用職員が、当該介護をするため、当該要介護者ごとに、連続する3年の期間(当該要介</p>	<p>当該連続する3年の期間内において1日につき2時間(当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45</p>

<p>護者に係る指定期間と重複する期間を除く。) 内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間)を超えない範囲内で必要と認められる期間</p>
<p>(6) 女性の会計年度任用職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>(7) 女性の会計年度任用職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>(8) 会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>(9) 会計年度任用職員(6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者(週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。))に限る。)が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(前3号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>1の年度において別表第6の定める期間</p>
<p>(10) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないこと</p>	<p>必要と認められる期間</p>

がやむを得ないと認められるとき。	
(11) 妊娠中又は出産後1年以内の女性の会計年度任用職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条第1項に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から分べんまでは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、その都度必要と認められる時間
(12) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	当該会計年度任用職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。